

広島県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区可部町大字桐原字東源寺一六三九から一六四一まで、一六四五・一六四六、一六四九の一、一六五〇、一六五七、一六六一から一六六三まで、一六六七、一六八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東源寺一六三九から一六四一まで・一六四五・一六四六・一六六七・

一六八の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）・一六四九の一、

一六五〇、一六五七、一六六一から一六六三まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)